

ハイヤー運賃半額補助の延長について

町が新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施している感染拡大防止個別旅客等運送緊急対策事業（混乗や待合による密集の軽減を目的としたハイヤー運賃の半額を補助する事業）を4月以降も延長します。事業の詳細については、広報あびら4月号にて再周知します。

問合せ

- ・ハイヤー乗車のお申し込み
有限会社追分ハイヤー 追分エリア ☎②2150 早来エリア ☎②7045
- ・制度に関するお問い合わせ
地域推進課地域推進グループ ☎②7083
【4月以降】政策推進課政策推進グループ ☎②2751

快適で安全・安心な住環境を求める方を支援 住宅リフォーム費用助成事業

町では、町民の皆さんやこれから安平町に移住される方が、町内の建設業者に依頼して自ら所有している住宅のリフォームを行う場合、工事費の一部を助成します。

申込期間

4月1日(木)～12月15日(水)（受付は先着順。予算がなくなり次第、受付終了）

対象者

- ・町内に住所を有する方、または安平町に移住をされる方
- ・5年以上居住することを確約できる方
- ・町税等を滞納していない方
- ・暴力団等に属していない方

対象工事

- ・バリアフリー改修工事（通路幅拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など）
- ・耐震補強工事（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）
- ・町が定める基準以上の断熱・省エネ改修工事

対象住宅

- ・町内にある専用・併用住宅
- ・築後10年を経過している住宅
- ・建築基準法等を遵守している住宅
- ・町内の業者がリフォームする住宅

助成額

- ・対象工事の税込み額が10万円以上のリフォーム工事の2分の1（最高150万円）
- ・申請者の同一世帯における満18歳以下の子の人数によって助成額を加算（上限あり）

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価1.0以上であること、または耐震補強工事により総合評価1.0以上とすること

※申請年度の1月末日までに工事完了届けを提出できる工事であること

対象とならない工事

単なる屋根・壁の塗装や張り替え、住宅の解体、給湯ボイラー等の機械設備、設計費など。

申込み・問合せ

建設課施設グループ ☎②2516